

GRIガイドライン2002対照表

項目	内容	掲載頁
1 ビジョンと戦略		
	1.1 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明。	2-3, 16-17, 22-23
	1.2 報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明。	16-17
2 報告組織の概要		
組織概要	2.1 報告組織の名称。	20-21
	2.2 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む。	2-3, 20-21
	2.3 報告組織の事業構造。	20-21, 24-25
	2.4 主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述。	18, 20
	2.5 事業所の所在国名。	20-21
	2.6 企業形態(法的形態)。	20-21
	2.7 対象市場の特質。	22-23
	2.8 組織規模。	20-21
	2.9 ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係。	22-23
	2.10 報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレスなど。	38, 48
報告書の範囲	2.11 記載情報の報告期間(年度/暦年など)。	18
	2.12 前回の報告書の発行日(該当する場合)。	18
	2.13 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」。	18
	2.14 前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、所有形態または製品/サービス等)。	18
	2.15 時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与えうる報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)。	18
	2.16 以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなおす場合、再報告の性質、効果および理由を説明(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更など)。	18, 37
報告書の概要	2.17 報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述。	18, 47
	2.18 経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準/定義。	42-43
	2.19 主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の、前回報告書発行以降の大きな変更。	43
	2.20 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み。	18
	2.21 報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み。	18
	2.22 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を手取できる方法(可能な場合には)。	38, 48
3 統治構造とマネジメントシステム		
構造と統治	3.1 組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む。	24-25
	3.2 取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率)。	24
	3.3 環境および社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス。	24
	3.4 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス。	24-25
	3.5 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行など)の達成度との相関。	24-25
	3.6 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者。	26
	3.7 組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針。	22-23
	3.8 取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム。	24-25
ステークホルダーの参画	3.9 主要ステークホルダーの定義および選出の根拠。	2-9, 22-23
	3.10 ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。	28-38
	3.11 ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類。	28-38
	3.12 ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況。	28-38
統括的方针およびマネジメントシステム	3.13 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明。	24-25
	3.16 上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム。以下のものを含む。 - 外部委託(アウトソーシング)と供給業者の環境・社会的パフォーマンスにかかわる、サプライ・チェーンマネジメント方針。 - 製品・サービス責任(スチュワードシップ)についての取り組み。	8-9, 32-33
	3.17 自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み。	24-25
	3.18 報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定。	18
	3.19 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順。 具体的な項目: - 優先順位と目標設定 - パフォーマンス改善のための主な計画 - 組織内コミュニケーションと訓練 - パフォーマンスの監視 - 内部および外部監査 - 上級経営陣による見直し	40-45
	3.20 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況。	40

項目	内容	掲載頁
5 環境パフォーマンス指標		
エネルギー	EN3. 直接的エネルギー使用量。 報告組織自身が使うエネルギーをはじめ、他の組織へのエネルギー製品（電気、熱など）の生産とデリバリーに、使用した全エネルギー源に関する報告。ジュールを用いて報告する。	42-43
	EN17. 再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み。	42-45
水	EN5. 水の総使用量。	42-43
生物多様性	EN7. 陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容。	30、45
	EN23. 生産活動や採掘のために所有、賃借、管理している土地の全量。	21
製品とサービス	EN14. 主要製品およびサービスの主な環境影響。 記述するとともに必要に応じて定量化のこと。	42
法の遵守	EN16. 環境に関する国際的な宣言／協定／条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金。 事業活動を行う国別の状況を説明のこと。	42

6 社会的パフォーマンス指標

労働慣行と公正な労働条件	雇用	LA1. 労働力の内訳(可能であれば):地域・国別、身分別(従業員・非従業員)、勤務形態別(常勤・非常勤)、雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出向社員)の地域・国別の区分。	34	
		LA2. 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分。	34	
		LA12. 従業員に対する法定以上の福利厚生(例:医療、身体障害、出産、教育および退職に対する手当)。	35	
	労働/労使関係	LA4. 報告組織の運営に関する変更(例:リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順。	34-35	
		LA13. 意思決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定。	34	
	安全衛生	LA5. 労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」への適合性。	35	
		LA6. 経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合。	35	
		LA15. 職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体従業員代表との公式な取り決めの記述と、これらの取り決めの対象となる従業員の割合。	35	
	教育研修	LA9. 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間。 (例:上級管理職、中間管理職、専門職、技術職、事務職、生産、整備など)	34-35	
		LA16. 雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述。	34-35	
		LA17. 技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム。	34-35	
	多様性と機会	LA10. 機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述。機会均等の方針は、職場におけるいやがらせや歴史的差別に対する差別撤廃措置についても言及する。	34-35	
	人権	方針とマネジメント	HR1. 業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述(監視システムとその結果を含む)。これらの方針の世界人権宣言やILOの基本的な人権規約など既存の国際基準への適合性についても言及すること。	24-25、34-35
			HR2. 投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証。	24-25
		差別対策	HR8. 業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修。	24-25、34-35
			HR4. 業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果も含む)。	24-25、34-35
		懲罰慣行	HR9. 不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述。供述と抗議のプロセスの記述。	24-25
HR10. 報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)。	24-25			
社会	地域社会	SO1. 組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画(監視システムとその結果を含む)の記述。地域のステークホルダーを特定し、対話を進めるための手順の説明も含めること。	28-31	
		SO4. 社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰。	44	
	贈賄と汚職	SO2. 贈賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述。また、「国際間取引における外務公務員の収賄防止に関するOECD議定書」の必要条件を満たしているかについても記述すること。	24-25	
	政治献金	SO3. 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システムの記述。	24-25	
製品責任	顧客の安全衛生	PR1. 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。製品のマーケティング・販売において複数基準が存在する場合は、その理由を説明すること。	28-29、32-33	
		PR2. 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。	28-29、32-33	
	製品とサービス	PR8. 顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述。対象となる地域を明記すること。	28-29、32-33	
プライバシーの尊重	PR3. 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。方針の適応対象となる地域を明記すること。	29		

[補足]GRIのガイドラインは、2006年に改訂され第三版が公表されましたが、解釈が難しく和訳に関しては暫定版となっております。そのためダイヤモンドシティの「CSRレポート2007」では、2006年版同様GRI「サステナビリティ・レポート2002年度日本語版」を参照しております。



株式会社ダイヤモンドシティ

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-12-18
渋谷南東急ビル4F
tel:03-5469-5200(代)
fax:03-5469-5240

<http://www.diamondcity.co.jp/>

